

大阪市おおさか環境科教材編集会議開催要綱

(目的)

第1条 おおさか環境科の教材（以下「教材」という。）の作成又は改訂等に係る編集方針を決定するとともに、教材の作成又は改訂等に必要な調査、研究、教材の執筆、編集等の業務を遂行するため、専門的見地による意見を聴取し、又は助言を受けることを目的として、「大阪市おおさか環境科教材編集会議」（以下「会議」という。）を開催する。

(意見又は助言を受ける内容)

第2条 会議において意見を聴取し、又は助言を受ける事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 教材の作成又は改訂等に係る編集方針に関する事
- (2) 教材の内容に関する事
- (3) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項に関する事

(会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関するアドバイザー及び本市職員とする。

- 2 アドバイザーは、有識者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 第1項の本市職員は、本市の小学校、中学校及び義務教育学校の教員並びに環境科学研究センターの職員のうち環境局長が適当と認める者とする。
- 4 会議は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第4条 第2条各号に掲げる事項について、必要に応じて、部会を開催することができる。

- 2 部会のメンバーは、本市の小学校、中学校及び義務教育学校の教員並びに総合教育センターの職員のうち環境局長が適当と認める者とする。
- 3 部会は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(開催)

第5条 会議（部会を含む。以下同じ。）は、環境局長が開催する。

- 2 会議は、令和10年3月31日まで開催する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、環境局総務部企画課及び教育委員会事務局指導部において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。